

## 第2期滋賀県教育振興基本計画の策定について

### 1 趣旨

- (1) 平成21年7月、教育基本法第17条第2項の規定に基づき「滋賀県教育振興基本計画」(計画期間：平成21～25年度)を策定。
- (2) 本計画の推進にかかる成果と課題、社会情勢の変化、現下の教育課題を踏まえ改定し、第2期滋賀県教育振興基本計画を策定する。

### 2 計画の枠組み

- (1) 計画期間  
平成26年度～平成30年度(5年間)
- (2) 策定主体  
滋賀県
- (3) 計画の性格  
滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための中期的な計画

### 3 検討の進め方

滋賀県教育振興基本計画策定委員会(委員20名)での審議を軸に、滋賀県教育振興基本計画推進本部(本部長：副知事)において県庁各部署が横断的な連携を図りながら検討を進める。

### 4 策定日程

- (1) 第1回滋賀県教育振興基本計画策定委員会  
平成25年5月10日(金)開催 諮問
- (2) 5回の委員会開催を予定
- (3) 平成25年度末 第2期滋賀県教育振興基本計画 策定予定

#### (参考) 教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。